

かべ新聞

2010年 4月 5日
第40号

JR東海労新幹線地本

現場の管理者も言うように “要員が足りない”のだ！！

年休（有給休暇）は労基法で保障されている！！

3月23日、JR東海労新幹線地本は「東一運・東二運職場の社員の年休取得問題」について、会社に緊急申し入れ（申25号）を行いました。これに対して会社は年度末の3月31日に「付議事項に当たらない」として業務委員会は開催しないことを伝えてきました。

窓口説明によると、「年休については申請時季等により、発給できる時とできない時がある。会社として代わりの時季を指定するものではない。また、（発給できそうな）日を提示する考えはない。」というものです。また、「平成21年度2月末での年休取得数は、東京～大阪までの運輸5所平均で約16日である。」というものでした。しかし、私たちの組合員（東京2所）平均では約14日しかとれていません。いずれにしても完全取得には程遠いということがはっきりしました。

休日出勤解消と年休完全取得が可能な要員の確保を！！

現場管理者は年休が発給できない理由として、「要員が不足しているから。年休抽選番号が悪いから。臨時列車が多いから。」と言い、「良い方法があったら教えてくれ。」などと悲鳴を上げているのが実情なのです。

原因は何と言っても“要員が不足しているから”このような状態が続くのです！

会社は今回の年休問題で業務委員会は開催しないと言っていますが、「年休取得」の問題が本当に業務委員会開催の付議事項に当たらないのでしょうか？私たちの労働条件そのものです。では、「団体交渉」を「年休問題」ひとつで行いたいものです。

運輸所の組合員・社員は日々「一方的な休日出勤」で疲れが溜まり、体を休めようにも年休も入らず、身体にムチ打って連日連夜にわたり働いているのです。安全な運行を保証するためにも十分な休暇・休養をとることは不可欠です。

新幹線地本は窓口担当を通じて「私たちは20日分の年休（人によって多少違う場合もあるが）を流さずに取れるように改善すること！そのためには現場管理者も認めているように要員不足を解消するしかない！会社としてその努力をするべきだ！このことをずっと言ってきたのだ！」と、結果を出すように強く主張してきました。

年休を流さないために、職場で声を出していきましょう！！